

経済産業省令第九十四号

特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十四年八月一日

経済産業大臣 平沼 赳夫

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二中「第三十六条第四項」を「第三十六条第四項第一号」に改める。

第三十二条中「特許法」の下に「第四十八条の七及び」を加える。

様式第二十九の備考15の口を次のように改める。

□ 特許を受けようとする発明に関連する文献公知発明のうち特許を受けようとする者が特許出願の時に知っているものがあるときは、その文献公知発明が記載された刊行物の名称その他のその文献公知

発明に関する情報の所在を記載する。

その記載は、情報の所在ごとに行を改めて記載し、特許、実用新案又は意匠に関する公報の名称を記載しようとするときは「【特許文献 1】」の欄を設け、「特開 号公報」のように記載し、学术论文の名称その他の情報の所在を記載しようとするときは「【非特許文献 1】」の欄を設け、著者、書名、発行年月日等の必要な事項を記載する。

また、文献公知発明を含め、特許を受けようとする発明に関連する従来技術についても、なるべくそれを記載する。その記載は、「【特許文献 1】」、「【非特許文献 1】」等の欄名を引用しつつ、記載することが望ましい。

これらの場合において、その記載は、原則として発明が解決しようとする課題の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【従来技術】」の見出しを付す。

なお、「特許文献」又は「非特許文献」が二以上あるときは、次のように「【特許文献 1】」、「【特許文献 2】」、「【非特許文献 1】」、「【非特許文献 2】」のようにそれぞれ記載する順序により連続番号を付して記載する。

【従来の技術】

【特許文献1】

【特許文献2】

【非特許文献1】

【非特許文献2】

様式第二十九の備考15の水中「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」（平成10年6月25日特許庁公示）に従つて」を「特許庁長官が定めるところにより」に改める。

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

様式第三の備考14の水中「塩基配列又はアミノ酸配列を含む明細書等の作成のためのガイドライン」

（平成10年6月25日特許庁公示）に従つて」を「特許庁長官が定めるところにより」に改める。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一

部を次のように改正する。

第二十三条の三第三項中「第六条第九号」を「第六条第十号」に改め、同条第四項中「第六条第十一号」を「第六条第十二号」に改め、同条第五項中「第六条第十九号」を「第六条第二十号」に改め、同条第六項中「第六条第二十号」を「第六条第二十一号」に改め、同条第七項中「第六条第二十一号」を「第六条第二十二号」に改める。

## 附 則

### ( 施行期日 )

第一条 この省令は特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年九月一日）から施行する。

### ( 継続中の特許出願に係る経過措置 )

第二条 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願に係る様式第二十九の備考15の口及び実用新案出願に係る様式第三の備考14のホについては、この省令の施行後も、なお従前の例による。